

第3回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日（月）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三	
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏	
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博	
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎	
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
報告第3号	令和5年度玉葱作況調査の結果について
報告第4号	令和5年度水稻作況調査の結果について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	現況証明願について
議案第3号	令和5年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）の実施について
議案第4号	令和5年度果樹作況調査について
議案第5号	砂川市農業経営基盤強化促進基本構想の見直し（案）に係る意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局主幹兼事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第3回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

まず、本日の議事録署名人の指名ですが、本日は2番の渡部延三委員と、4番の竹田安宏委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、報告に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第1号をご説明いたします。議案の1ページをお開きください。

この「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理」についてですが、農地の権利を移動する場合、多くは売買、或いは賃貸借などですが、これらは基本的に農業委員会の許可が必要になります。ですが、許可の要らない場合があります。ただ、許可は要らないですが農業委員会で農地の権利の移動を把握できるようにするために届出書を提出することになっています。これが農地法第3条の3第1項ですが、具体的に許可が要らない場合というのは、大半が相続で農地を取得した場合になります。他には、法人の合併や分割で農地の所有権が移動した場合です。今回の報告は、相続により農地の所有権が移動したのになります。では、ご説明したいと思います。

届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、東1条北21丁目196番3、公簿・現況ともに田、面積は2,909㎡、以下、記載のとおり合計2筆、面積3,276㎡で、令和5年5月15日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、息子さんである[REDACTED]が相続したもので、対象農地では主にそばが耕作されています。

8月28日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。13ページに、第1号図を添付していますのでご参照いただければと思います。以上です。

会長 只今、報告第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第2号をご説明いたします。議案の2ページをお開きください。

農業者年金死亡関係届が提出されました。8月23日に[REDACTED]が亡くなられたことに伴い、配偶者である[REDACTED]より届出がありました。こちらは、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長 只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第3号「令和5年度玉葱作況調査の結果について」事務局より報告願います。

事務局

では、報告第3号をご説明いたします。議案の3ページをお開きください。

まずもって、玉葱作況調査及び水稻作況調査、皆様大変お疲れ様でした。早速結果を報告したいと思います。まず、1番、調査日は8月24日。2番、調査件数は6件。3番、調査結果は別紙1・2にまとめております。

はじめに、別紙1の結果一覧表をご覧ください。一覧表の左から5列目、「10a 当たり収量」があり、その下の方に平均値が記載しています。今年度は、5,050.50 kgとなり、上の()内には昨年度の数値を示していますが、6,838.50 kgですから、1,788 kg下回ったこととなります。また、表の一番下の行には、サイズ別の比率を示していますが、右側をご覧ください。2L、L大の比率が昨年度に比べて大きく下がり、MとL、特にLが昨年度27・63%に比べて今年度は48.12%と2つに1つの割合を占めております。

次に別紙2をご覧ください。ここでは農作物の「収量」をもとにして出した、作況指数を割り出しています。右側・上の方に記載しております、砂川市農業委員会の調査結果による作況指数は、農業委員会が毎年行っている作況調査の数値を元にしてはいますが今年度は「77.65」という結果になりました。この数字は、左側に記載あります、平成27年から令和4年までの収量から、斜線を引いてはいますが、一番多い年と一番少ない年を除いた平均である6,504.45 kgと今年の収量5,050.50 kgを比較して割合を出しています。参考までに、北海道農政事務所が出している数値を元に作況指数を出すと、「119.46」となっています。また、本日皆様に参考資料としてお配りした、北海道空知総合振興局が出している「農作物生育の概要」の玉葱の欄を見ますと、8月は「高温により枯葉が急激に進んだ」とされました。その他、結果の詳細については資料をご参照いただければと思います。以上、報告第3号のご説明といたします。

会長

只今、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第4号「令和5年度水稻作況調査の結果について」事務局より報告願います。

事務局

では、報告第4号をご説明いたします。議案の4ページをお開きください。

今年度の水稻作況調査は1番、9月4日に実施しました。これは、例年より1週間程早い実施となりました。2番、調査件数は西豊沼から富平までの7件で、3番の調査結果は別紙3にまとめていますので、ご覧いただきたいと思えます。

まず、調査を行った7件の反収ですが、上の表の一番下の行に平均を記載しています。こちらを見ますと、平均反収は468 kgとなりまして、()内の昨年度の数値は576 kgですから、昨年から比べ、108 kg下回ったこととなります。右隣の列の「俵数」で見ましても、昨年の9.6俵から、今年は7.8俵と、昨年に比べ1.8俵下回っています。

また、このページの下の方に記載しています作況指数を見ますと、農業委員会のこれまでの調査結果を元にした作況指数は「84」の「著しい不良」、その右側には農政事務所が出している統計と比較した作況指数を参考までに載せてはいますが、こちらにも「82」の「著しい不良」となりました。

なお補足として、参考資料の「農作物生育の概要」の水稻の欄を振り返りますと、8月15日・9月1日は「高温に経過し登熟が進んだ」とされました。

また、最新の9月15日発表の資料では「収穫作業が進んでいる。白未熟粒の発生が多くなっている。」とされています。

以上、報告第4号の説明といたします。

只今、報告第4号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議いたしますが、受け手が[REDACTED]となっておりますので、農業委員会法第31条に規定されている「議事参与の制限」により、委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、[REDACTED]は審議終了までご退席をお願いします。

審議後は、ご着席くださいますようあわせてお願いいたします。

< [REDACTED] 退席 >

それでは、事務局より提案願います。

では、議案第1号をご説明いたします。議案の5ページをお開きください。

農地法第3条には、農地を売買したり貸し借りしたりする場合は、農業委員会の許可が必要と定められています。これは、大雑把な言い方になりますが「農地は農家にしか売ったり貸したりできない」とされており、大切な農地が売買等されても、ちゃんと農地として活用されるために許可を必要とするものとしており、具体的には幾つかの要件を満たせば許可できることとされています。その要件は後ほど、確認することになります。

なお、農地法第3条による売買等の特徴として、「相対」と言いまして、出し手と受け手の「両者の合意」のみによって成立する場合に適用されます。一方、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による売買等の場合は、農業委員さんや農用地利用改善組合によって「地域における一定の調整」が必要になることや、砂川市が定める農業経営基盤強化基本構想に適合することなども要件となることが農地法3条との違いでございます。

では、本案件について説明します。

出し手・譲渡人は、[REDACTED]、受け手・譲受人は、[REDACTED]、受け手の経営面積は、田が303,428㎡、畑が41,762㎡の、計345,190㎡、労働力は3名です。対象となる土地の表示は、東豊沼66番1、地目は公募・現況ともに畑、面積3,452㎡の1筆です。図面は14ページの第2号図に示しており、法律関係は売買になります。

この申請に至った理由ですが、出し手の方は、「親族から農地を相続し取得したが、耕作する技術も予定もないため、この農地を譲受人に譲り渡したい」、受け手の方は、「譲渡人から強い依頼があり譲り受けることとした」とのこととございます。次に、別紙4の「農地法第3条の許可に係る調査書」を確認したいと思いますと思いますが、受け手は、農機具の保有状況や農作業実績も十分にあり、中山間地域等直接支払制度などの副代表などを務めて地域の農業者との調和に係る取り組みを積極的に行っており、記載のすべての判定要件を満たしているため、本要件は許可できるものと考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

会長
全員
会長
全員
会長

会長
事務局

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

では、ここで[]に着席していただきます。

< [] 着席 >

それでは、続きまして、議案第2号「現況証明願について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号をご説明します。議案の6ページをお開きください。

現況証明願についてですが、法務局で農地の地目変更登記を行う時に、その土地が公簿上、田や畑などの農地となっている場合、法務局から添付書類として農業委員会がその土地の現況は農地ではないということを証明した書類を求められます。その添付書類が現況証明書となります。

手順としましては、土地所有者などから農業委員会に現況証明願が出されると、私ども事務局や地区担当の農業委員さんが、現地を見て農地ではないことを確認して、このように農業委員会で審議します。そして、良しとなれば、願出者に現況証明書を出し、願出者はその現況証明書を持って法務局で、例えば、田から宅地という地目変更の登記を行う、という流れになります。なお、これは農地法に定められた事務ではなくて、市民への行政サービスの一環として行っているものです。また、現況証明は、土地の現状を確認しなければなりませんので、冬場は原則的に受け付けないこととしていますので、ご留意いただければと思います。

では、今回の案件ですが、願出者は、[]、土地の表示は東豊沼66番2、公簿は畑となっており、面積は291㎡の1筆です。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は9月19日、関係委員に確認をお願いしており図面は14ページ、第2号図に示しています。この土地は、相当以前から用悪水路として活用されていましたが、登記は畑となっております。14ページの第2号図をご覧ください。その細長い形状から用悪水路であることが伺えるかと思えます。

以上ご審議お願いいたします。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第3号「令和5年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査の実施について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第3号をご説明します。議案の7ページをお開きください。

まず、農地利用状況調査の趣旨についてですが、農業委員の皆様が、年に1回、全員で、かつ一斉に、市内の農地を見て、利用状況を把握・調査するものですが、特に、長期間耕作されていない農地ですとか、違反転用ではないかといった、懸案の農地を調査することになります。

法的には、農地法第30条において「毎年1回、利用状況調査を行わなければならない」と明記されており、また、この調査を踏まえて、総会において「非農地化」、つまり「農地を農地ではなくする」という重要な判断を行うことになっています。

では、具体的な提案をさせていただきます。1番、調査期日は10月19日、木曜日、既にお伝えしておりますが、この農地利用状況調査と同日の午後に、協議会として管内研修を行う計画となっております。

2番の調査範囲は市内一円、3番の調査順序は記載のとおり西豊沼から始めて、北へ向かっていくルートを組みたいと思います。4番の開始時刻は、午前9時にマイクロバスが市役所前を出発しますので、委員の皆様は5分位前には市役所前に集合いただければと思います。

最後に、調査対象とする農地ですが、事務局としても調査対象を検討・整理しますが、皆様からも、日頃気になっている農地、例えば、荒廃している農地、受け手が見つからない農地など、全員で見ると何かの参考になる、といった農地などがありましたら、ぜひ情報をお寄せいただきたいと思います。

以上、議案第3号の説明とします。ご審議願います。

只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、提案のとおり農地利用状況調査を実施することいたします。

続きまして、議案第4号「令和5年度果樹作況調査について」事務局より提案願います。

それでは議案第4号をご説明します。

今年度の果樹作況調査は、まず1番の調査期日を10月25日、水曜日、次回の定例総会の日としまして、2番の調査対象農家は今年度も[]のりんご農園を検見することとし、3番、開始時刻は定例総会終了後と提案いたします。今回も市役所前から、委員の皆様全員でマイクロバスに乗って、現地に向かいたいと思います。

以上、議案第4号の説明とします。ご審議願います。

只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、提案のとおり果樹作況調査を実施することといたします。

続きまして、議案第5号「砂川市農業経営基盤強化促進基本構想の見直し(案)に係る意見について」農政課宇都宮課長補佐より提案願います。

<別紙5>に沿って説明。

只今、議案第5号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、砂川市に対して意見なしと回答いたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

なし。

特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。

事務局より説明願います。

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

会長
全員
会長
全員
会長

課長補佐

会長
全員
会長
全員
会長

全員
会長

事務局

1. 議会関連等報告(事務局長)

2. 空知管内農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会（事務局）
北海道農業会議より次のとおり開催案内がありました。日程の確保をお願いします。
 - ・日 時 11月27日（月） 13:30～
 - ・場 所 深川市文化交流ホール「み・らい」（深川市）
 - ・出席予定者 全員、事務局職員

3. 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」提出に向けた取り組み（事務局）
 - ・9月中旬 農業生産者団体に要望事項を照会
 - ・10月13日 上記の提出期限
 - ・10月中旬 検討委員会の開催
（検討委員：会長、会長職務代理者、議席番号2～5番の委員）
 - ・10月25日 第4回定例総会で意見書（案）を審議
 - ・11月上旬 砂川市長に意見書を提出

4. 2024年版農業委員会手帳の申し込み（事務局）
 - ・全国農業会議所が刊行する2024年版農業委員会手帳の申し込みを受け付けますので、本日、別紙6の確認票を事務局に提出してください。

5. サマータイムの終了（事務局）
 - ・上着やネクタイの着用を要しないサマースタイルは、9月29日（金）までです。

6. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、9月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
（メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp）

4. 協議会報告（協議会長）
 - (1) 管内研修の実施
 - ・10月19日（木）の農地利用状況調査終了子、管内研修として「ホクレン滝川種苗生産センター」を訪問します。

会長
全員
会長

只今の報告でご質問等ございませんか。
なし。
特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。
次回の総会は令和5年10月25日、水曜日の午後1時半からです。よろしく
お願いします。
それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。
<会長挨拶>
以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員